

建設業技術者等資格取得費補助金に関するQ&A

Q 1 : 補助対象となる経費は何ですか。

A : 講座受講料、教材費、受験手数料、交通費、宿泊費が補助対象です。

Q 2 : 民間が行う技術向上のための講習は補助対象になりますか。

A : 別表「建設に関する国家資格」内の資格取得に係る講習であれば補助対象です。

Q 3 : 個人負担で資格を取得する場合は補助対象になりますか。

A : 個人の場合は補助対象外です。事業者が負担した経費が、補助対象になります。

Q 4 : 本社が安曇野市外にあり、安曇野市に営業所がありますが、補助対象になりますか。

A : 補助対象外です。対象者は、安曇野市内に本社があり、安曇野市入札参加資格（建設工事・建設コンサルタント業務）を有する建設業者です。

Q 5 : 令和2年度中に既に受講開始している場合、補助金の申請はできますか。

A : 本補助金は、令和3年度資格試験受験者を対象にしています。令和3年度資格試験のために受講しており、その資格が対象資格であれば申請できます。

Q 6 : 国家資格試験講座を受講しましたが、受講途中で断念又は受験をしなかった場合、補助金は受けられないのでしょうか。

A : 受験しなかったものや、不合格のものは補助対象外となります。

Q 7 : 一人につき、複数の試験や講座を受講した場合、いずれも補助対象になりますか。

A : いずれも補助対象となりますが、一人当たりの補助額は上限10万円（補助率：1/2以内）です。ただし、応募者多数の場合は、予算の範囲内での交付となります。

Q 8 : 試験の合否決定後に提出する書類の、提出期限はいつ頃までとなりますか。

A : 交付決定書の指定する日までに提出してください。

Q 9 : 資格取得のための学習書の購入費用は、対象となりますか。

A : 令和3年度資格試験の学習に係る教材で、事業者負担により購入を行っているものであれば対象となります。

Q10：従業員が過去に何度か受験して不合格の資格試験を今年受験する場合、補助対象となりますか。

A：今年度の試験に合格（資格を取得）すれば対象です。ただし、対象経費は事業者が負担した令和3年度試験に係る経費です。

Q11：筆記試験（一次試験）のみの合格でも、補助対象となりますか。

A：資格の取得が補助金の交付要件です。筆記試験（一次試験）のみの合格で資格が取得できる試験は、補助対象となります。技能試験（二次試験）も合格しないと資格が取得できない場合は、補助対象外です。

Q12：筆記試験（一次試験）を合格している者で、実地試験（二次試験）のみの受験でも補助対象となりますか。

A：実地試験（二次試験）のみの受験であっても、試験に合格し資格を取得すれば、実地試験に要した経費が補助対象となります。

Q13：受験料を市の制度で、講座受講料を他の制度で補助を受けることは可能ですか。

A：対象経費について、他の補助金の交付を受ける場合は対象外となります。

Q14：試験の合否決定後は、どのような書類を提出するのですか。

A：試験の合否決定後に必ず提出を求める書類は以下になります。

① 実績報告書（様式第4号） ② 実績報告書別紙 ③ 実績確認用の資料

また、それ以外にも交付額の変更に伴い提出を求める書類がありますので、ご了承ください。提出書類の詳細については、別紙「事務手続きの流れ」をご参照ください。